

# 調査委託契約書

東京慈恵会医科大学附属病院(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) と \_\_\_\_\_ (以下「丙」という)とは、次の通り調査委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条 (委託)

乙は以下の調査(以下「本調査」という)の実施を甲に委託し、甲はこれを受託する。

## 第2条 (本調査の内容)

- 調査課題および調査内容： \_\_\_\_\_
- 予定症例数 \_\_\_\_\_ 例
- 調査担当者 \_\_\_\_\_
- 期間：西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで
- 調査費：別途協議により定める。
- 提供物件
- 調査実施場所：東京慈恵会医科大学 \_\_\_\_\_

## 第3条 (乙が丙に委託した業務の範囲)

丙は、乙の委託により本調査に係る次の業務を実施する。

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

## 第4条 (調査費)

乙は前条の調査費を西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに甲の指定する銀行口座に振込むものとする。

- 甲は、乙が納付した調査費は原則として返還しないものとする。但し、止むを得ない事由により本調査を中止する場合において、甲が必要と認める時は未支出額の範囲内でその全部または一部を返還することがある。
- 甲は、納付された調査費に不足を生じた場合は乙と協議の上、その不足額を乙に負担させるものとする。

## 第5条 (調査設備等)

甲が第2条の調査費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。  
甲が乙から提供を受けた機器備品等は、特に乙から事前に別段の意思表示がない限り同様とする。

## 第6条 (経費)

第2条の提供物件の搬入および備え付けに要す経費は乙が負担するものとする。

## 第7条 (契約の解除と期間の延長)

- 乙は契約期間中正当な理由なく契約を一方的に解除することはできない。
- 甲は本調査遂行上止むを得ない理由があるときは、本調査を中止又は本契約期間を延長する事ができる。但し、これに関し、甲は一切その責めを負わない。

## 第8条 (責任および補償)

本契約期間中に甲が実施した本調査に関して副作用その他の不測の事故等が発生し、甲と被験者もしくはその親族との間に紛争が生じ、又は生じるおそれが発生した場合、乙は賠償責任問題を含めてその解決に一切の責任を負う。但し、その損害が甲の調査者の故意、又は重大な過失による場合を除く。

## 第9条 (結果の報告)

甲は調査が終了し、又はこれを中止したときは、乙に対しその結果を報告する。

## 第10条 (機密保持と発表)

- 甲は本調査に関し、乙から提供された資料(丙を通じて提出された資料を含む)並びに本調査の結果得られた情報を外部に報告発表する場合に際しては、予め乙の承諾を得なければならない。但し、甲が上記情報等を学会的意図に基づき専門の学会等外部に報告発表する場合は、乙・丙はこれに積極的に協力しなければならない。
- 乙・丙が本調査報告の内容の一部又は全部につき学術宣伝資料としてこれを利用する等、外部に発表するに際しては予め甲の承諾を得なければならない。

## 第11条 (工業所有権)

本調査に係わる工業所有権等の帰属については甲、乙協議の上決定するものとする。

第 12 条 (その他)

本契約の定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、その都度  
甲・乙・丙誠意を持って協議・決定する。

本契約締結の証として本書 3 通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各 1 通を保有  
する。

西暦 年 月 日

甲 所在地 東京都港区西新橋 3 丁目 1 9 番 1 8 号

医療機関名 東京慈恵会医科大学附属病院

院 長 小 島 博 己 印

乙 所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

丙 所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印